

平成27年第1回宇治田原町議会臨時会

目 次

○第2日（平成27年5月21日）

議事日程（第2号）	11	
日程第1 議案第45号	宇治田原町税条例等の一部を改正する条例制定の専決 処分について	13
日程第2 議案第46号	宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 制定の専決処分について	13
日程第3 議案第41号	平成27年度宇治田原町一般会計補正予算（第1号）	14
日程第4 議案第42号	平成27年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業 勘定）補正予算（第1号）	14
日程第5 議案第43号	平成27年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算 （第1号）	14
日程第6 議案第44号	宇治田原町介護保険条例の一部を改正する条例を制定 するについて	14

平成27年第1回宇治田原町議会臨時会

議事日程(第2号)

平成27年5月21日

午前10時開議

- 日程第1 議案第45号 宇治田原町税条例等の一部を改正する条例制定の専決処分について
- 日程第2 議案第46号 宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について
- 日程第3 議案第41号 平成27年度宇治田原町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第4 議案第42号 平成27年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)
- 日程第5 議案第43号 平成27年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第44号 宇治田原町介護保険条例の一部を改正する条例を制定するについて

1. 出席議員

議長	12番	田中修	議員
副議長	1番	稲石義一	議員
	2番	内田文夫	議員
	3番	山内実貴子	議員
	4番	安本修	議員
	5番	今西久美子	議員
	6番	青山美義	議員
	7番	垣内秋弘	議員
	8番	奥村房雄	議員
	9番	原田周一	議員
	10番	上林昌三	議員
	11番	谷口重和	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町 長	西 谷 信 夫 君
副 町 長	田 中 雅 和 君
教 育 長	増 田 千 秋 君
理 事 兼 総 務 課 長	山 下 康 之 君
理 事 兼 企 画 ・ 財 政 課 財 政 課 長	小 西 基 成 君
理 事 兼 福 祉 課 長	大 江 輝 博 君
理 事 兼 建 設 ・ 環 境 課 建 設 課 長	光 嶋 隆 君
総 務 課 危 機 管 理 担 当 課 長	清 水 清 君
企 画 ・ 財 政 課 企 画 課 長	奥 谷 明 君
会 計 管 理 者 兼 税 務 ・ 会 計 課 長	馬 場 浩 君
戸 籍 ・ 保 険 課 長	長 谷 川 み どり 君
健 康 長 寿 課 長	黒 川 剛 君
建 設 ・ 環 境 課 環 境 課 長	三 好 茂 一 君
産 業 振 興 課 長	木 原 浩 一 君
上 下 水 道 課 長	野 田 泰 生 君
教 育 次 長	谷 村 富 啓 君
教 育 課 長	岩 井 直 子 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	久 野 村 観 光 君
庶 務 係 長	岡 崎 貴 子 君

開 会 午前10時00分

○議長（田中 修） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議案第45号の質疑、討論、採決

○議長（田中 修） これより、日程第1、議案第45号、宇治田原町税条例等の一部を改正する条例制定の専決処分についてを議題といたします。

本案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） ないようでございますので、これで討論を終わります。

これより、本案の採決をいたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

◎議案第46号の質疑、討論、採決

○議長（田中 修） 次に、日程第2、議案第46号、宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の専決処分についてを議題といたします。

本案につきましても既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ございませんか。今西久美子君。

○5番（今西久美子） ただいま議題となっております議案第46号、宇治田原町国民健

康保険税条例の一部を改正する条例制定の専決処分につきまして、反対の立場から討論を行います。

今回の改定により、昨年に引き続き5割軽減と2割軽減の対象世帯が拡充されますが、拡充の内容はわずかなものであり、軽減適用者も数世帯ふえるだけであります。さらに、最高限度額につきましては、昨年も4万円引き上げられましたけれども、今年度も同様に合計で4万円も引き上げられ、1世帯の限度額は85万円にも上ります。これでは、限度額に近い階層での値上げを招く弊害のほうが大きいのではないのでしょうか。

自営業者や農家の経営難とともに、低賃金の非正規労働者や失業者、年金生活者などの無職者が国保加入者の多くを占める一方で、1人当たりの国保税はふえ続けています。消費税の増税や社会保障の連続改悪も大きな影響を及ぼし、滞納も当然という状況が続いています。今や国保は、財政難、保険税高騰、滞納という悪循環を抜け出せなくなっています。

そもそもこのように高過ぎる保険税は、政府が国保支出に占める負担割合を大幅に減らし続けたことが最大の原因です。今必要なのは、国保を都道府県単位に一元化することではなくて、国民の命を守るとりとしての国民健康保険制度の役割が発揮できるようにすることです。そのために、市町村の危機的な国民健康保険財政への国の負担割合を大幅に引き上げるという立場に町長も立っていただくよう求め、反対討論いたします。

○議長（田中 修） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） ないようでございますので、これで討論を終わります。

これより本案の採決をいたしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手多数。よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

◎議案第41号～第44号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（田中 修） 会議規則第37条により、日程第3から日程第6、議案第41号から議案第44号までの4議案を一括議題といたします。

4議案につきましては、昨日の会議で補正予算特別委員会に付託を行っておりますことから、補正予算特別委員会委員長の報告を求めます。補正予算特別委員会委員長、原田周一君。

○補正予算特別委員会委員長（原田周一） それでは、補正予算特別委員会に付託されました4議案につきまして、順次、委員長報告を申し上げます。

まず、議案第41号、平成27年度宇治田原町一般会計補正予算（第1号）は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。特に質疑はなかったところであります。

次に、議案第42号、平成27年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

質疑といたしましては、この間、毎年のように赤字額が出ており、繰上充用せざるを得ないというような状況が続いている。赤字を解消するために健全化計画を立て努力しているが、健全化計画の努力が結果として数字にあらわれてきていないように受け取れる。健全化計画との関係でどのように考えているのかとの質疑があり、第1期の健全化計画の当初から多額の赤字となっていた。第1期の健全化計画をもとに種々の事業を実施する中、単年度黒字となり、徐々に赤字を減額してきたところである。ただ、徴収率は向上しており、医療費は25年度と26年度を対比してもほとんど変わっていない状況である。健全化計画に基づき実施しているにもかかわらずこのように赤字がふえてきたというのは、国保制度の構造的な体質そのものが影響している部分もあると考えられるとの答弁があったところです。

また、第2期健全化計画の4年計画の残り3年で、累積赤字解消にはよほど覚悟を決めて担当課及び宇治田原町全てが解消に向けて取り組んでいく必要があると思っている。これについて、残り3年間の健全化計画の対応方法についてどのように考えているのかとの質疑があり、今後の健全化計画の取り組みについては、国民健康保険税の徴収率の維持向上を図るとともに、保険者のみではなく、町全体の取り組みと考え、適正な範囲での一般会計からの繰入金確保を初め、医療費の増加が続くようであれば、収支の均衡を図るため、適正な賦課基準について国民健康保険運営協議会において十分協議をいただく上で検討していかなければならないと考える。ただ、財政運営の責任主体を都道府県に移管させるまでに、第2期健全化計画に基づいて、赤字が解消されるように万全を期していきたいと思っているとの答弁があったところです。

次に、議案第43号、平成27年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

質疑といたしましては、今般の軽減の分が合計で117万7,600円になっている。これは消費税が3%上がった分についての軽減ということであれば、次のときには747万1,000円軽減されることになっている。本来この比率は逆でもいいのではないかと思うが、国の制度として消費税との絡みから今回の内容について分析は行っているのかとの質疑があり、なぜこういう形で先行して第1段階、減額率の少ない分を先行して、29年度以降に減額が大きくなっているのか、また、このような負担割合になっているのかについては分析できていないとの答弁があったところです。

次に、議案第44号、宇治田原町介護保険条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。特に質疑はなかったところであります。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（田中 修） ただいま報告のありました4議案について、一括して委員長報告に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 質疑なしと認めます。

日程第3、議案第41号、平成27年度宇治田原町一般会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第41号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第4、議案第42号、平成27年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第42号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第5、議案第43号、平成27年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算(第1号)について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第43号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第6、議案第44号、宇治田原町介護保険条例の一部を改正する条例を制定するについて討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第44号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

お諮りいたします。以上で今期臨時会に付議されました事件は全て終了いたしました。これをもって閉会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 異議なしと認めます。これをもって平成27年第1回宇治田原町議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 午前10時16分

○議長(田中 修) ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許します。町長。

○町長(西谷信夫) それでは、臨時会閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成27年度宇治田原町一般会計補正予算（第1号）を初め6議案につきまして原案どおりご可決、ご承認をいただきまして、まことにありがとうございました。

本町では、新茶シーズンの本格的な到来を迎える中、先日、「日本茶800年の歴史散歩」が本年度から新たに創設されました日本遺産に認定されました。「京都・山城は、『抹茶』『煎茶』『玉露』を生み出し、『茶の湯』をはじめとする日本の喫茶文化を支え、リードしてきた。また、現在も残る茶畑・茶問屋街・茶工場・茶ゆかりの寺社などから、その文化を目にし、迎えることができる唯一の地であり、まさに『日本のふるさと』である」として、地域の歴史的魅力や特色を通じて文化・伝統を語るストーリーが認定されたものでございます。

このことは、日本緑茶発祥の地・茶文化のまち宇治田原を広く全国に情報発信し、本町のPRができるものと考えており、京都府並びに近隣市町村とともに地域の資産を再認識し、地域全体の活性化を推進してまいりたいと考えておるところでございます。

さて、梅雨入りの時期が近づいてまいります。6月定例会の開催をお願いする時期を迎えることとなります。議員各位には、何かとご多用の折ではございますけれども、ご出席を賜りますことを心からお願い申し上げます。

春から夏への季節の変わり目で気温の差が大きな時節柄、議員各位におかれましては、お体にご自愛をいただき、ふるさと宇治田原のまちづくりのために一層ご活躍を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。ご苦労さまでした。

○議長（田中 修） 皆さん、本日は大変ご苦労さまでございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 田 中 修

署 名 議 員 山 内 実 貴 子

署 名 議 員 原 田 周 一